

春日神社能舞台利用規程

(目的)

第1条 この規程は春日神社能舞台の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 施設の管理責任者は春日神社能舞台移設実行委員会の会長とする。

(施設)

第3条 施設は能舞台一式とする。

(使用の承認)

第4条 施設を使用するものは、管理責任者に使用許可を得ることとする。

(使用及び使用料)

第5条 使用者は下記の事項を厳守しなければならない。

- 1 地域のコミュニティ施設として、また伝統芸能の活動促進の場として有効に活用すること。
- 2 使用の際には使用簿をつけること。
- 3 使用目的以外のことには使用しないこと。
- 4 施設の使用には充分注意し、損傷や破損があった際には直ちに管理責任者へ報告。その後の指示を受け、破損箇所や状況を使用簿に記入すること。
- 5 使用料は別紙に定める料金表とし、使用后管理責任者に支払うこと。
- 6 前各号のほか、管理責任者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第6条 使用者が故意または過失により、施設を損傷・破損させた場合には、その者に損害賠償をさせることとする。

(その他)

第7条 この規程以外の、施設および使用料等に関して発生した事項は別に定める。

この規程は平成18年5月1日より施行する。